3．モデル地区整備基本方針

モデル地区内における整備の基本的な方針を、第３章の「やさしいまちづくりの基本方針」に基づきながら具体的に示します。

都市環境整備

・敷地の内外を問わず、できる限り段差を解消し、利用者の出入りや建物間移動の際の安全性を高める必要があります。

・建物内において、利用者の連続した移動動線を確保します。特に上下階への移動についてはエレベーター等の昇降設備の設置を検討します。また、設備を導入せずに対応する方策として利用者が上下階へ移動をせずにすむよう施設内の配置に配慮するなどの対策も必要です。

・建物内の分かりやすい施設案内板や各居室等の表示、アナウンスと電光板を併用した呼出し方式の導入等により、高齢者や視覚・聴覚障害者への情報提供を充実させる必要があります。

・受付カウンターや公衆電話、休憩スペース等の設備については、車いすでも利用しやすい高さ、通行しやすい幅等を考慮し、有効に設置する必要があります。

・身体障害者も利用可能なトイレの設置を進めると共に、これらのトイレを高齢者や子供連れの人でも使いやすいように配慮した手すりやベビーキープ、オムツ交換台等のある多目的トイレとして改善していく必要があります。

移動・交通環境整備

・安全性の高い連続した歩行者スペースを確保することにより、歩行者環境を向上させる必要があります。

・町内の各種施設の整備状況にあわせて横断歩道、音響式信号機、視覚障害者用注意喚起用ブロック・誘導ブロック等の計画的な整備を進める必要があります。

・バス停留所へ屋根や風除け、ベンチ等を設置し、バス利用環境を向上させる必要があります。

・ポケットパークやベンチ等を整備し、高齢者や障害者を始めとする多くの人が休憩できるような潤いある空間を創出する必要があります。

・町内コミュニティバスの早期運行や、ノンステップバス、福祉タクシーの早期導入を働きかけ、移動交通環境の充実を図る必要があります。

町民参加環境整備

・介助方法や手話教室や体験会等を通じて、接する側の意識を向上させ、困っている人に適切な手助けができるような体制づくりが必要です。

4．施設の改善・整備の検討

（1）施設改善・整備のモデルプラン

モデル地区内の改善例として、モデル地区の中でも特に高齢者や障害者が利用する機会が多く、改善の必要性の高い公共施設として「川俣町役場庁舎」と「川俣町中央公民館」を選定しました。

また、現在川俣町役場と中央公民館に近接して、保健医療福祉拠点となるふれあい福祉ゾーンの整備が進められていることから、一体的な利用を考慮した整備が進められることが重要です。

これらの施設以外にも、上位計画である「第４次川俣町振興計画」や「川俣町都市マスタープラン」等との整合性を図り、モデル地区内、引いては全町的に諸施設の整備・改善を進めると共に、町民意識の向上に努めるものとします。

施設名称	改善例箇所
川俣町役場庁舎 (昭和 37 年設置)	①昇降設備の設置 ②玄関まわりの段差解消 ③注意喚起用ブロック・誘導ブロック、案内板の設置 ④手すり等の設置 ⑤ローカウンターの設置 ⑥障害者用トイレの設置 ⑦音声増幅機能付低台電話の設置
川俣町中央公民館 (昭和 56 年設置)	①昇降設備の設置 ②玄関まわりの段差解消 ③注意喚起用ブロック・誘導ブロック、案内板の設置 ④自動ドアの設置 ⑤手すり等の設置 ⑥音声増幅機能付低台電話の設置

（2）川俣町役場の改善計画

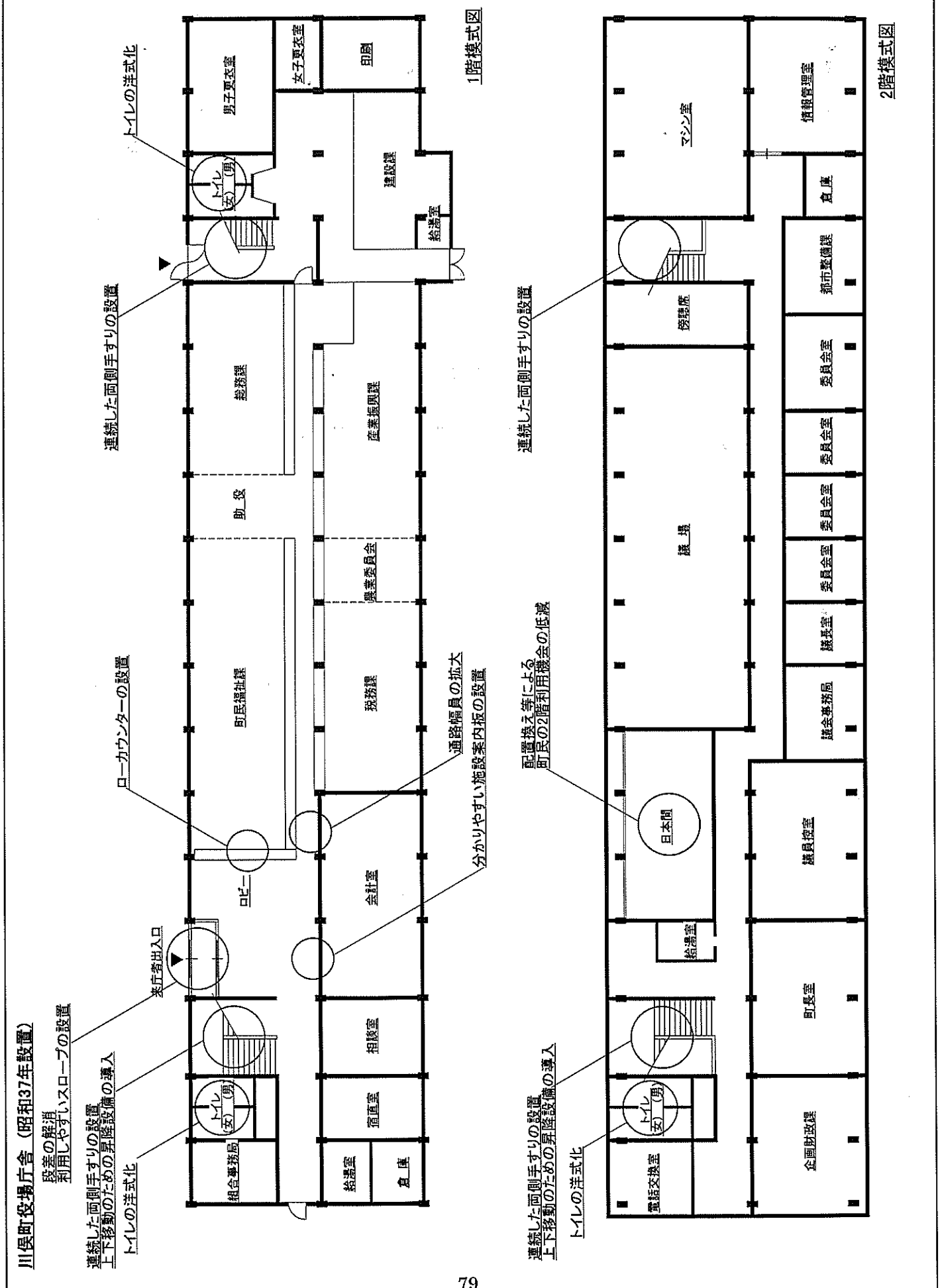

（3）川俣町中央公民館の改善計画

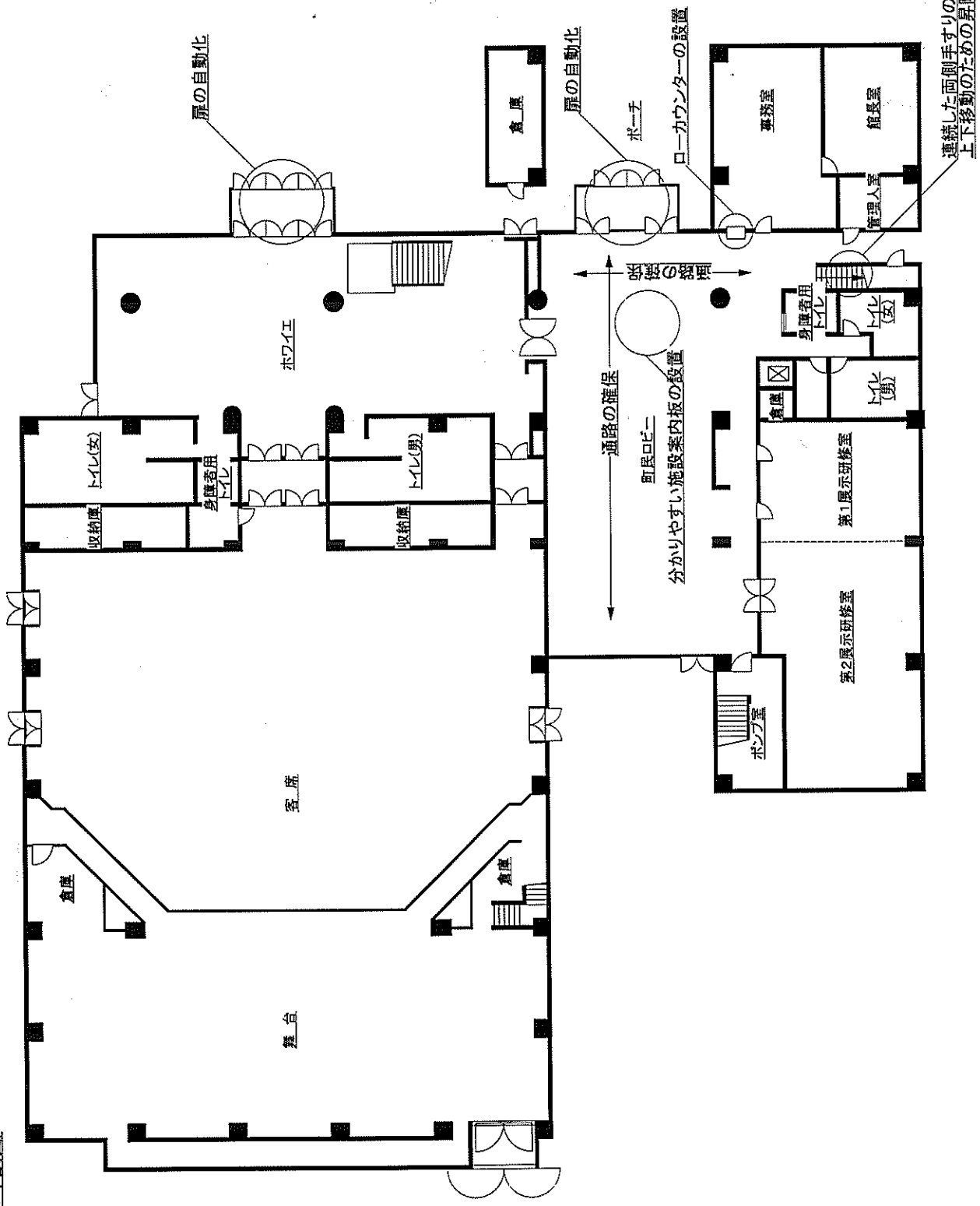

川俣町中央公民館（昭和56年設置）

（3）川俣町中央公民館の改善計画

川俣町中央公民館（昭和56年設置）

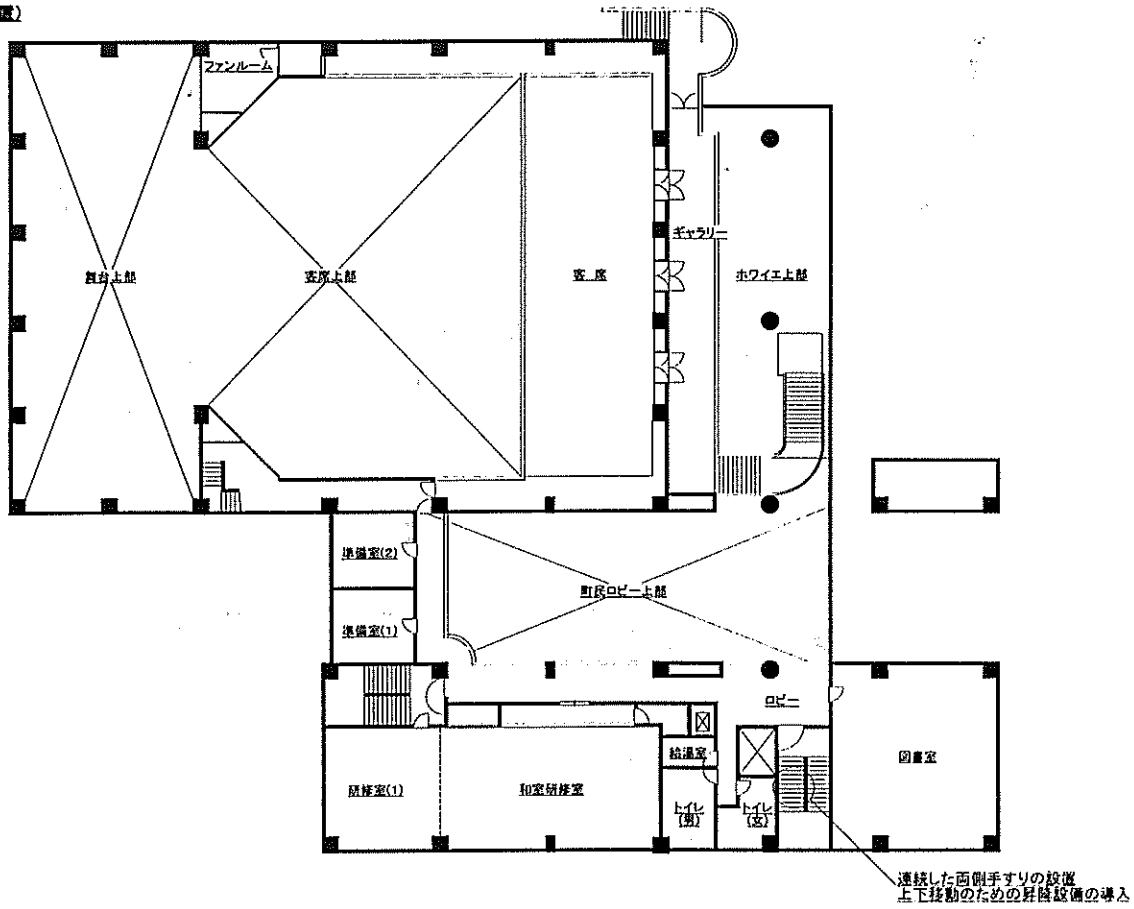

2階模式図

川俣町中央公民館（昭和56年設置）

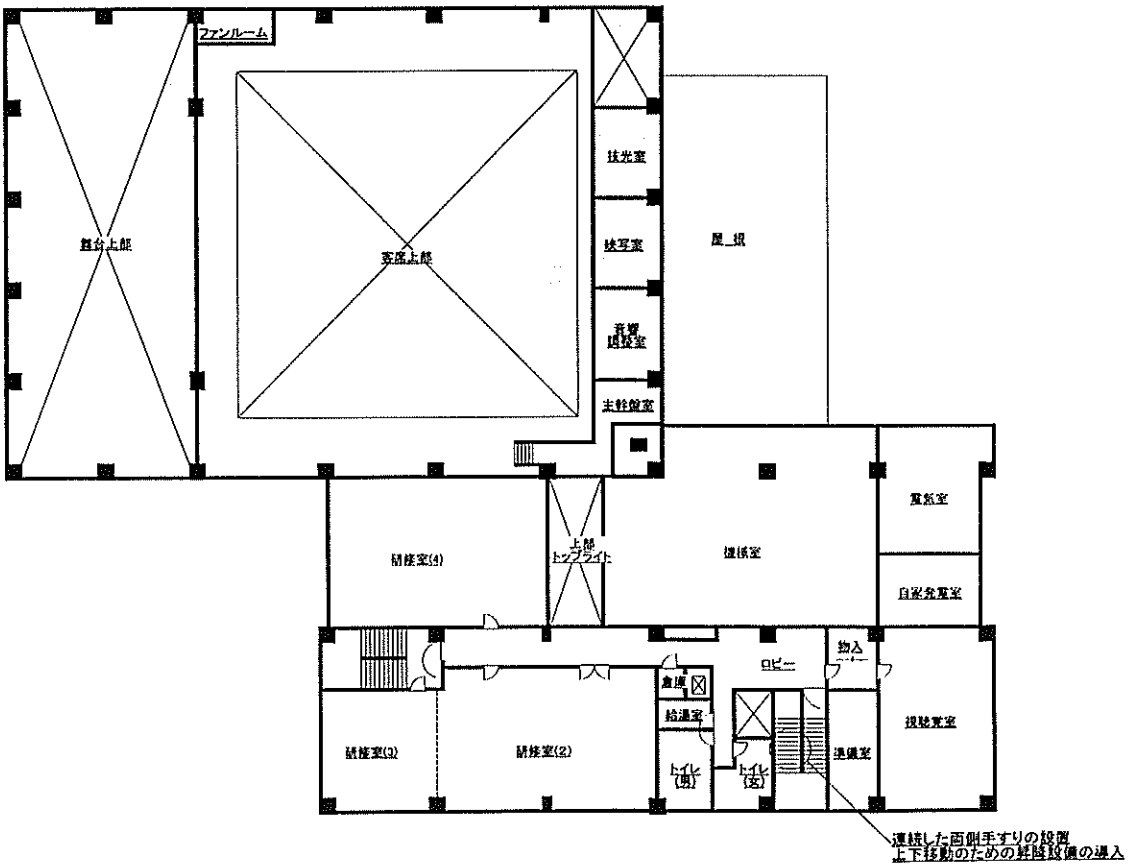

3階模式図
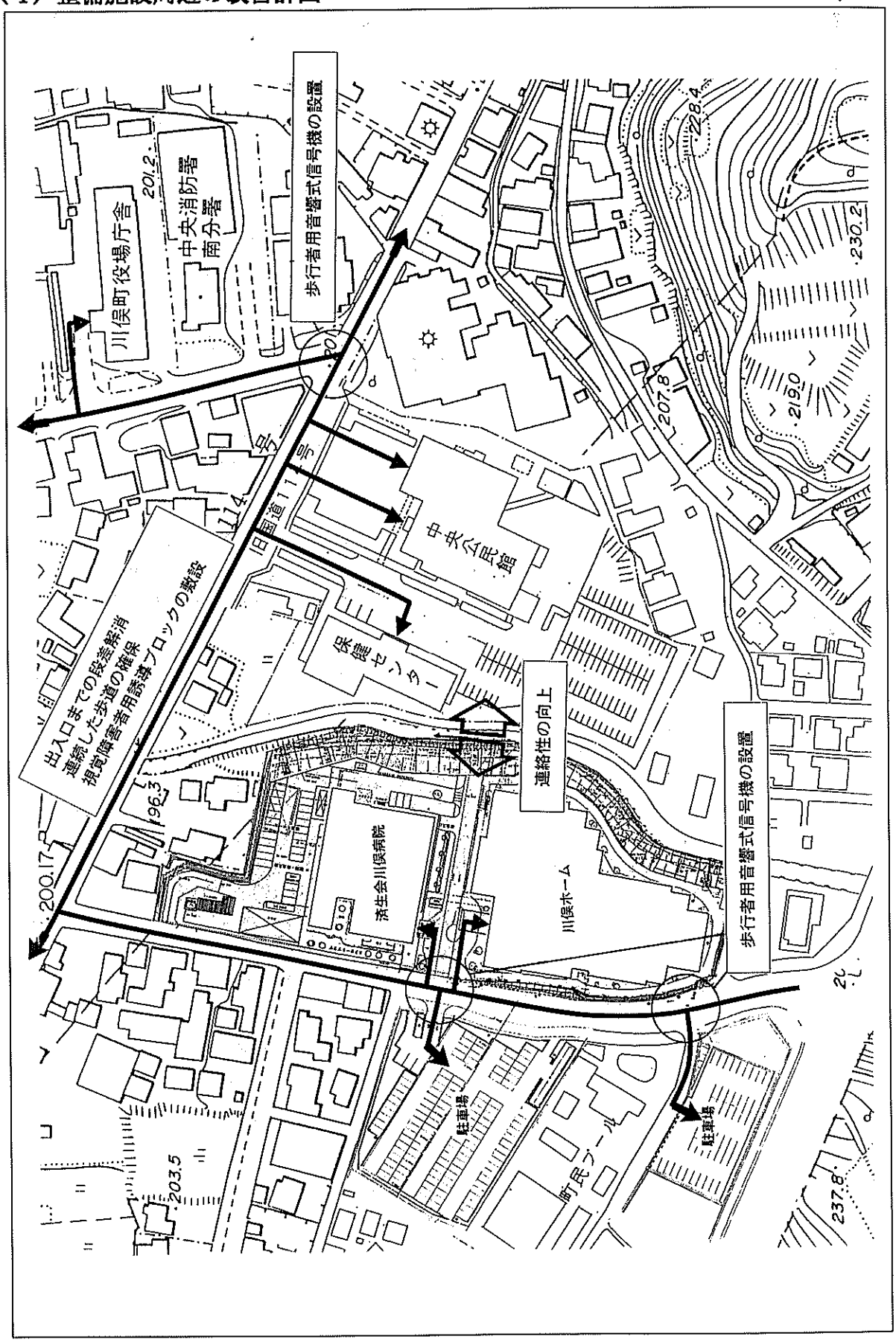
（4）整備施設周辺の改善計画